

航空法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 登録検査機関の登録の有効期間は、三年とすること。

(第十一条関係)

第二 指定試験機関の指定の有効期間は、五年とすること。

(第十二条関係)

第三 登録講習機関及び登録更新講習機関の登録の有効期間は、三年とすること。

(第十三条関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この政令は、一部の規定を除き、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第二項及び第三項関係)